

# 第20回 社会保険講座



中谷 知世

最低賃金が変更されます。

7月27日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会にて調査・審議した結果、下記の金額となりました。

## ● 地域別最低賃金（一部抜粋）

都道府県名	最低賃金額	引き上げ額	効力発生日月日
大阪	909	26	平成29年9月30日
兵庫	844	25	平成29年10月1日
奈良	786	24	平成29年10月1日
和歌山	777	24	平成29年10月1日
京都	856	25	平成29年10月1日

### ① 最低賃金額より低い賃金で契約した場合は？

例え、労使合意の上で決められたとしても、その賃金は法律によって無効とされ、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされます。

### ② 使用者が最低賃金を支払っていない場合は？

労働者に最低賃金未満の賃金しか支払っていない場合には、使用者は労働者に対してその差額を支払わなければならない。また最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められています。

### ③ 時給制以外の最低賃金のチェック方法は？

日給や週給、月給制などの場合は、対象賃金額を時間給に換算し、適用される最低賃金額と比較します。

例えば…

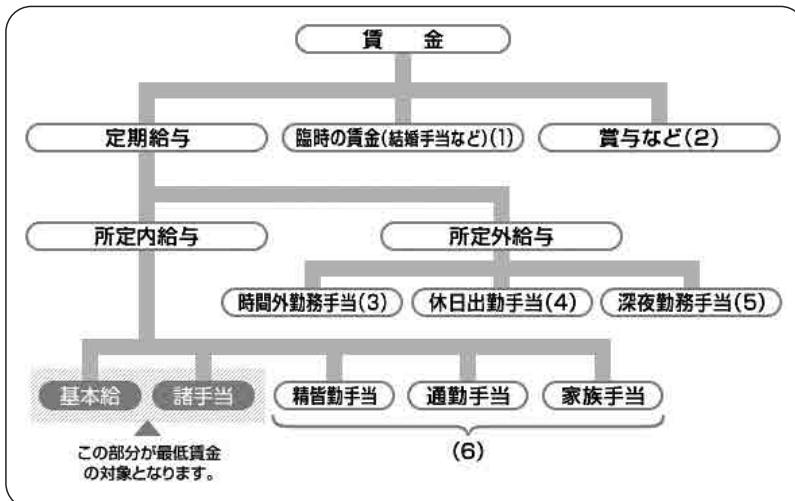
$$\text{月給} \div \text{1ヶ月平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額}$$

例えば…

- 1日の所定労働時間 8h
  - 1年間の労働日数 250日（365日から年間休日数を引いた数です。）
- 8h × 250日 ÷ 12ヶ月 = 166.6hが1ヶ月の平均所定労働時間となります。

（対象とならないもの）

- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、(2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、(3) 時間外割増賃金、(4) 休日割増賃金、(5) 深夜割増賃金、(6) 精皆勤手当・通勤手当・家族手当



最低賃金は、雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。最低賃金以上の賃金を支払っているか、今一度確認してみましょう。



【厚生労働省ホームページより】